⑲　設計照査における照査範囲と責任については下記に示すとおりとする。
・ＦＥＭ解析を含めた応力計算を伴う構造物設計の照査とする。
・照査不足による不具合については受注業者が全責任を負う。
⑳　本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書を求める工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」平成24年６月１日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から東九州道（佐伯～蒲江）番匠川橋上部工（Ｐ５～Ａ２）工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成10年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～エ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）但し、ア）～エ）は同一工事とする。
ア）道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
イ）橋梁形式がＰＣ連続箱桁橋であること。
ウ）最大支間長が、75m以上であること。
エ）架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。
但し、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。
なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。
①　建設業法第７条第２号または第15条第２号に掲げる者であること。
②　平成10年度以降に、元請けの技術者として、上記⑷に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。
また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。
なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項等

⑴　総合評価及び落札者決定方法　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、㋐の要件に該当する者のうち、㋑によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㋒による。）を落札者とする。

㋐　評価対象要件
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
②　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

㋑　評価方法
Ⅰ　標準点
当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。
Ⅱ　施工体制評価点及び加算点
Ⅲの評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。
Ⅲ　評価項目及び得点配分
評価項目（①～⑥）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑥における評価点の合計点を加算点とする。
１）施工体制（施工体制評価点）
①　品質確保の実効性：15点（３段階評価）
②　施工体制確保の確実性：15点（３段階評価）
２）技術提案（加算点）
◆工事目的物の性能・機能に関する事項
③　品質の向上
③－１：22点（23段階評価）
・コンクリート（主桁、地覆、壁高欄）の充填性やひび割れ抑止等に対する打設、養生方法。
③－２：８点（９段階評価）
・ＰＣ鋼材の長期健全性を確保するための対策。
◆社会的要請に関する事項
④　環境の維持：10点（11段階評価）
・コンクリート打設に伴い発生するブリージング水、養生水の流出及び仮桟橋等の施工に伴う河川への水質汚濁対策。
⑤　特別な安全対策：15点（16段階評価）
・片持架設時における作業車の落下に対する安全対策。
◆総合的なコストに関する事項及び施工計画
⑥　契約後ＶＥにつながる基本的な考え方：５点（６段階評価）
契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなくコスト縮減が可能となる技術提案につながる基本的な考え方。

㋒　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

⑶　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

⑷　その他
①　技術提案に基づく施工計画の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）にて通知する。
②　技術提案資料のヒアリングを実施する。詳細は入札説明書によるものとする。